



高市水第129号

令和8年4月30日

高梁市水道経営審議会会長 様

高梁市長 石田 芳 生



諮問書

高梁市水道経営審議会規則第2条の規定に基づき、審議会の意見を賜りたいので諮問します。

記

1. 諮問事項

水道料金の適正水準について

2. 諮問理由

水道は、安全・安心で豊かな生活を送るために必要不可欠なライフラインであり、将来にわたり、安全で良質な水道水を安定的に供給していく必要があります。

本市においては、令和2年度に上水道事業と簡易水道事業の統合を行い、1つの公営企業となりました。これに伴い、水道料金を統一する必要があること及び収益の悪化による資金残高の減少が見込まれるため、旧簡易水道事業は令和2年、旧上水道区域は令和2年、令和7年、令和12年の3段階で料金改定を行い、料金を統一することとしています。

しかしながら、想定を上回る人口減少や節水意識の高まりによる給水収益の減、昨今の物価高騰による電力費や薬品費等の増額、施設の老朽化による修繕費等の増額により、今後、更に水道事業の経営環境は厳しい状況になることが見込まれています。

つきましては、今後、安全・安心な水道水の供給や水道事業の健全な経営を図るため、今後の水道料金の適正水準について、貴審議会のご意見を求めます。